

平成29年度国立大学法人東京医科歯科大学年度計画



国立大学法人

東京医科歯科大学

(注) □内は中期計画、「・」は年度計画を示す。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

○アドミッションポリシーに関する計画

【1】 本学の教育理念である「幅広い教養と豊かな感性を備えた人間性の涵養」・「自己問題提起、自己問題解決型の創造力豊かな人材の養成」・「国際感覚と国際競争力に優れる人材の養成」に合致し、高い研究指向と国際的視野を備えた意欲ある優秀な学生を確保するため、アドミッションオフィスを設置し、入学試験方法・内容の不断の見直しと広報活動および高大連携の強化を行う。また、学士・修士・博士課程アドミッションポリシーについてもIR機能を活用し、不断の見直しを行う。

- ・ 【1-1】 統合教育機構内アドミッション部門を中心として、入学後の履修状況や学力等の入学者に係るデータの蓄積を継続する。
また、学士課程について、見直しを行ったアドミッションポリシーに即した人材の選抜方法の実施に向けた検討・準備を進める。
大学院課程については、アドミッションポリシーを見直し、平成30年度からの新たな医歯学総合研究科のアドミッションポリシーを策定する。
さらに、入試広報、オープンキャンパス、高大連携等についても、前年度アンケート等により成果分析を行い、今後の見直しの方向性を策定する。

○教育課程、教育方法に関する計画

【学士課程】

【2】 1年次から高学年次まで教養教育と学部専門教育との有機的連携を促進し、教養総合講座や主題別教育の見直しや拡充等により医療人としての倫理教育も含めた教養教育を充実させる。

- ・ 【2-1】 統合教育機構教養教育チームを中心として、前年度に見直しを行ったカリキュラムを実施するとともに、学部教員からの意見や学生による評価等を踏まえて検証を行う。
さらに、教養教育と学部教育の連携も視野に入れて、カリキュラムポリシーや教育内容の見直しを行うなど教養部と学部の教育内容の有機的連携に関する取組を継続する。
また、倫理教育並びに学部専門教育との連携に関して、教養総合講座の初年次教育としての位置づけを、学生アンケート結果も踏まえて検証し、高学年における倫理教育との関連にも留意しながら、将来の医療人としての問題意識を持たせるのに相応しいテーマ、並びに講演者・参考図書について、引き続きモデル構築を行う。

【3】 授業への主体的な参加を促すため、一方向的な講義形式の授業を減らし、学士課程科目（教養教育および臨床前教育）のうちアクティブラーニングを授業に盛り込んだ授業科目の割合を100%に向上させる。また、反転授業も含めた自主学習のための教材、機材、スペース等の環境を整え、教員が広くそれらを活用できるようにサポートする。教養総合講座の他、語学、自由選択科目、主題別選択等の授業の少人数化を行い、英語による討論も取り入れる。

- ・ 【3-1】 前年度に策定した学士課程科目（教養教育及び臨床前教育）におけるアクティブラーニングの年度毎の段階的な導入計画に基づき、アクティブラーニングを授業に盛り込んだ授業科目の割合を前年度より向上させるとともに、学生の授業外学習時間の変化を確認する。
また、統合教育機構教育技法開発チームを中心に、教材作成支援、アクティブラーニングの実施支援を推進する。
加えて、反転授業も含めた自主学習のための機材、スペース等の環境整備についても検討を行う。
その他、「教養総合講座」や「サイエンスPBL入門」等の少人数授業の検証を行い、より有効な運用を検討する。
さらに、英語による授業については、「グローバル教養科目」等を中心に、英語による討論を取り入れるほか、教養総合講座の英語インタビューについては、担当教員を増やすことで、1グループあたりの実施時間数を増加させるなどの充実策を実施する。

【4】 国際性と指導力を備えた人材育成の強化のために、学士課程において、人文社会科学系科目を中心に英語と日本語による二ヶ国語履修化を導入し、外国語による授業科目数を平成33年度までに24科目に拡充する。また、海外留学経験の機会を拡大充実するために、海外教育研究協力拠点および大学間協定の締結校を戦略的に増加させ、留学への動機付け、留学前準備教育も充実させる。さらに、学年混合型の授業を導入し、上の学年が下の学年を指導する機会を与えるなど、学生の指導力を養う場を設ける。

- ・ 【4-1】 教養教育科目については、英語による科目を、「グローバル教養科目」4科目、S科目6科目、「主題別選択」4科目の計14科目を開講するとともに、「グローバル教養科目」群及び「Japanese Culture and Society」等の授業内容について、学生アンケート項目を新たに工夫したうえで実施して検証し、平成30年度に向けて、授業内容を更に充実させるほか、ピアサポート教育の実施についても検討を行う。
また、海外留学経験の機会の拡大充実については、前年度に行った現状の検証等に基づき、海外教育研究協力拠点及び大学間協定の締結校の増加等をはじめとした拡充に資する取組を行う。
さらに、学年混合型の授業（上の学年が下の学年を指導する機会）や海外留学生（海外派遣学生）による報告会を継続する。

【5】 医学系・歯学系全ての多職種間の融合教育をPBL（Problem-based learning 問題基盤型学習）、臨床実習に取り入れる等、医療系総合大学の特性を活かした連携融合教育を推進する。
また、総合的な臨床推論能力・診断能力修得のための教育を強化し、探究心をもって診療に取り組むとともに、地域でのプライマリ・ケアを含めた地域包括医療にも貢献できる人材を育成する。さらに、学士課程と大学院課程のカリキュラムの連携性を高める。

- ・ 【5-1】 連携融合教育をPBL、臨床実習等に取り入れるための取組を推進するとともに、連携融合教育、臨床推論能力・診断能力修得のための教育強化及び地域包括医療に貢献できる人材の育成教育について、改善計画を補強するとともに、具体的な取組を開始する。
また、基礎研究者養成の観点から、学士課程と大学院課程のカリキュラムの連携性を高めるための計画を補強するとともに、具体的な取組を開始する。

【大学院課程】

【6】 研究科内、研究科間、海外教育・研究機関を含めた他の教育・研究施設間など、様々なレベルにおける連携教育を推進するとともに、大学院における教養教育のポリシーをより具体化させ、生命倫理研究センターやWeb教育を活用した生命倫理教育の強化等を行うことにより内容を充実させる。

- ・ 【6-1】 ジョイントディグリープログラムや疾患予防科学コース等における連携教育の強化をはじめ、各研究科間及び附置研究所・センター、連携大学院や関連する公的機関・企業・研究施設と連携した大学院教育に係る取組を実施する。
また、前年度に策定した大学院における教養教育のポリシーに基づき、生命倫理研究センター等を活用した研究倫理講習会などの定期講習会の開催やWeb教育を活用した生命倫理教育を行うとともに、生命倫理教育のカリキュラム化について検討を継続する。

【7】 各専攻のカリキュラムに、外国語によるコミュニケーション能力の向上を目指した施策を盛り込むとともに、コースの増設および日本語コースからの切り替えにより英語のみで卒業できるコースを平成33年度までに7コースに増加させる。

また、新たな国際社会人大学院コースの設置により、国際社会人大学院コース修了生のうち外国の大学等で教育に携わる者の占める割合を60%以上の水準にする。

その他、看護キャリアパスウェイ教育研究センターによる大学院進学支援等の取組により、同センターの大学院進学支援プログラム修了生のうち大学院進学者の占める割合を60%以上の水準にする。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・ 【7-1】 ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー及びアドミッションポリシーの統一的な見直しに向けて必要なデータの選定・蓄積を行うとともに、各専攻のカリキュラムへの導入を視野にいたした外国語によるコミュニケーション能力の向上を目指した取組を行う。
- 併せて、英語のみで卒業できるコースについて、既存のコースを継続するとともに、国際社会人大学院コースの募集を開始するなどコースの増設に向けた準備を行う。
- また、学習支援システムに開設した専用のコースや学外向け動画配信の運用までのスケジュール策定を行うなど、国際社会人大学院コースの開設に向けた取組を行う。
- その他、看護キャリアパスウェイ教育研究センターにおいては、引き続き大学院進学支援に係る取組を行い、前年度に続き大学院進学者を輩出する。

【8】 既存の教育研究組織を見直して、健康科学領域の先進的な教育研究を担当する新たな研究科を平成30年度に設置するとともに、当該研究科に集学的アプローチで学習するグローバルヘルスリーダー養成コース（仮称）を開設するなどして、将来のグローバルヘルス領域を担う人材育成を行う。その成果として、同コース修了者のうち、統合的先制医歯保健学に関連する機関への就職者・進学者の占める割合を60%以上の水準にするとともに、統合的先制医歯保健学関連の英語論文数及び国際共著論文数を現行の1.5倍に向上させる。（戦略性が高く意欲的な計画）

- ・ 【8-1】 保健衛生学研究科生体検査科学専攻を統合した新たな医歯学総合研究科を平成30年度に立ち上げるために、文部科学省に設置申請を行うとともに、募集要項等の作成及び学生募集、入学試験の実施、入学者の決定など開設に向けた取組を行う。
- 併せて、ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーを統一的に定め、それらに基づくカリキュラムを策定するとともに、研究科を構成する分野、人員についても方針を決定する。

○教育の成果・効果の検証に関する計画

【9】 入学前から卒業後までの学生に関するデータを一括して管理、分析する部署を設置し、個人情報管理を徹底しつつ教学に関するIR機能を強化する。
また、学部・大学院の教育活動に関して、IR機能を強化して全学的な体制のもとで自己点検評価および外部評価を実施し、その結果を教育システムの改善に反映させるほか、海外の教育プログラムを調査し、各専攻の教育プログラムの改善に反映させる。

- ・ 【9-1】 統合教育機構IRチームを中心に、入学前から卒業後までの学生に関するデータを一括して管理するなど個人情報管理を徹底しつつ、体制の充実、既存の収集情報の精査・改善、新規収集情報の検討・収集など教学に関するIR機能の強化に資する取組を行う。
併せて、教学IRに係るシステムと全学IRシステム等とのデータ連携を強化するとともに、自己点検評価の一環として分析情報を活用した教員評価を試行する。
さらに、国際的通用性と質保証の観点から、多様かつ多段階からなる教育の成果・効果の検証を行うことを念頭に、分析情報を活用した教育活動に関する部局単位での自己点検評価及び外部評価についても検討を行う。
その他、前年度に実施した海外の教育プログラムの調査結果を活用して、各専攻の教育プログラムの改善に反映させるための検討を行う。

○成績評価に関する計画

【10】 制定・公開されている学位授与の方針（ディプロマポリシー）に基づき、学士課程卒業時および大学院課程修了時に要求される医療人としての専門的能力の基準を具体的に設定して、より厳正・適正な学位審査を実施する。

- ・ 【10-1】 学士課程のコンピテンシーについて、前年度に見直した内容に沿った運用を行うとともに、シラバス等の改訂を行う。加えて、見直したコンピテンシーに基づく客観的評価及び学位授与判定基準設定に係る取組を行う。
大学院課程についても、課程修了時に要求される専門的能力の具体的基準の設定についての検討を継続し、一定の方針を決定する。
その他、国際的汎用性を意識したより厳正・適正な学位審査について、検討を行い、改善計画を策定する。

【11】 定期試験に筆記試験以外の方法も積極的に取り入れて、学生の知識、思考力、技術、意欲、適性等を多面的、総合的に評価するとともに、GPAの成績分布について、国内外の教育機関における状況も調査し、国際通用性の高い成績評価を行う。

- ・ 【11-1】 外国語科目における面接やプレゼンテーションの試験を継続し、内容や実施方法、評価方法について検証・改善を行うなど、学生の知識、思考力、技術、意欲、適性等の多面的、総合的な評価実施に係る取組を行う。
また、国際的汎用性のある成績評価を行うため、前年度に実施したGPAの分布に係る国内外の教育機関における状況調査も活用するうえ、現在の成績評価の在り方の見直しについても検討を行う。
併せて、各科目シラバスの到達目標・評価方法についての改定案を策定する。
その他、GPAや入試成績等とクロス分析を行うため入学者に対して民間業者の開発した「思考力・判断力・表現力」テストを実施する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

○教員の配置に関する計画

【12】 教育に関して客観性の高いIR機能による教員評価体制を構築するとともに、様々な教育技法の修得、教材作成技術の向上、講義のための英語力向上等を目的に、能力や属性に応じた教員研修やキャリア教育を実施する。

また、学長のリーダーシップのもと、女性・若手を積極的に採用するとともに、グローバル化に対応するため、外国人教員等（外国人および外国の大学で学位を取得した教員並びに外国で教育研究歴のある教員）の登用を推進する。

・ 【12-1】 大学IR情報のデータの収集・蓄積を行い、教員評価のために必要な評価要素（データ）を特定するとともに、分析情報を活用した教員評価を試行する。加えて、IR情報を教育システムの改善や戦略的な教員配置に反映させる仕組み等についても検討する。

さらに、様々な教育技法の修得、教材作成技術の向上、講義のための英語力向上等を目的とした能力や属性に応じた教員研修・キャリア教育等について、実施方針に基づき研修方法・内容等を調査、検討する。

また、女性、若手、外国人教員等について、各部局に登用を奨励するほか、登用事例を大学内で共有するなど登用を推進するための取組を継続する。

○教育環境の整備に関する計画

【13】 社会人も含めた学生にとって学びやすい環境整備のため、図書館の充実、多様なメディアを活用した教育体制の充実、シミュレーション教育の充実を推進するとともに、IR機能を活用して専攻ごとにこれまでのカリキュラムの教育効果の検証を行い、教育効果が高く学生が留学しやすい新カリキュラムを構築する。また、四大学連合や大学院連携事業等を活用し大学の枠を越えて、テレビ会議システム等を利用した連携授業や図書館等の共同利用を行うなど、教育研究資源を有効活用する。

・ 【13-1】 統合教育機構を中心に、多様なメディアを活用した教材作成、シミュレーション教育、テレビ会議システム等を利用した連携授業の支援に係る取組を実施する。

加えて、新たな大学間協定等により海外での学習機会を創設するとともに、海外拠点を利用したカリキュラムの策定について、具体的検討を進める。

さらに、IR機能、学生による評価機能を活用して、専攻ごとにこれまでのカリキュラムの教育効果を評価する方法及び計画案を策定するなど教育効果が高く学生が留学しやすい新カリキュラムの構築に向けた取組を行う。

その他、図書館におけるタブレットPC等を活用したアクティブラーニング支援や社会人学生を対象としたより使いやすいネット学習環境の整備など、学生にとって学びやすい環境構築を進める。

また、テレビ会議システム等を利用した連携授業や図書館等の共同利用を継続するほか、教養教育科目である保健体育学必修科目において、学外施設を利用した種目を選択肢に加えるなど大学の枠を越えた教育研究資源の有効活用に向けた取組を実施する。

○教育環境の整備に関する計画

【14】 統合教育機構（仮称）のリーダーシップのもと、部局ごとに教育業績評価体制やカリキュラム改善体制を充実させ、外部評価を含めたPDCAサイクルの体制をさらに機能させる。また、教員の教育能力の向上のため、医療系総合大学の教職員に特化したFD（Faculty Development）を開発し、実施する。

- ・【14-1】 統合教育機構において、各部局の教育業績評価やカリキュラムを検証し、改善点の抽出等を行うなどPDCAサイクルをさらに機能させる。
また、学士課程・大学院課程の教員の教育能力向上並びに教材作成のための研修等について、研修方法・内容等について検討を行うなど実施に向けた取組を行う。

（3）学生への支援に関する目標を達成するための措置

○学習支援に関する計画

【15】 学部生対象の学務システムと大学院生対象の修学システムを統合するとともに、健康管理システム等との連携を密にして、学生のトータルライフケアを推進する。また、教学に関するIR機能を充実・強化することにより、入学前から在学中、卒業後までの学生に関する様々なデータ（健康状況を含む）を集約、統合、分析、管理して、教育の場に還元できる体制を構築する。

- ・【15-1】 学務システムについて、引き続き、健康管理システム等との連携を強化するとともに、学生の修学情報等を大学IR情報として蓄積し、同システムやデータ等を検証のうえ、さらに充実させるなど学生のトータルライフケアの推進に資する取組を行う。
また、入学前から在学中、卒業後までの学生に関する様々なデータ（健康状況を含む）を集約する体制を整備し、必要となるデータの選定、収集、統合、分析、管理等を行うとともに、分析結果を教育の場に還元する仕組み等について検討を行う。

○生活支援に関する計画

【16】 学生の日常生活・心身の健康・各種ハラスメントに関する相談、経済的支援、障がい学生支援、就職支援等、学生生活支援のさらなる充実を推進する。特に、就職支援については、就職希望の多い医療系企業に関する情報提供の拡充を行うなど就職支援を充実させる。

- ・【16-1】 学生の生活支援について、学生生活実態調査（大学院生）の結果を活用した支援の充実を行うとともに、同調査に基づき大学院生のニーズを絞りこみ、より実態やニーズが浮き彫りになるような質問項目を検討するなどさらなる充実策を実施する。
加えて、同調査の学部学生への実施に向けて調査項目の改訂等について検討する。
また、奨学金の新たな仕組みについても、引き続き検討を行うとともに、一定の方針やスケジュール等を策定する。
就職支援については、前年度に実施した「就職ガイダンス」、「学内業界研究会」、「その他実践講座」等の効果等について、アンケート結果や学生へのヒアリングより検証するとともに、検証結果等を活用したさらなる充実策を実施する。
その他、障がい学生については、前年度に施行した対応要領に基づく運用を継続するとともに、教職員への周知徹底を継続する。

(4) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置

○入学者選抜の改善に関する計画

【17】 国際バカロレアディプロマ資格者入学枠の導入の検討を進めるとともに、学士、修士、博士課程入学試験において TOEFL などの民間の英語資格・検定試験を導入する。アドミッションポリシーに相応しい学生を早期に獲得するための推薦入試を全学部において実施する。

また、アドミッションオフィスを設置するなどアドミッション部門を強化し、入学者選抜制度等に関わる研究開発や教員研修、入試広報等を積極的に推進する。

- ・ 【17-1】 学士課程については、前年度に見直しを行ったアドミッションポリシーに基づき、多様な人材を多面的な評価で受け入れるための特別入試（推薦入試・国際バカロレア入試・帰国生入試）を実施する。

また、平成32年度から実施予定の「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」に向けての情報収集及び入学者選抜評価方法の検討を継続する。

大学院課程においては、前年度に大学院入試で導入したTOEFLのITPテストを継続するとともに、引き続き、入学者選抜方法の見直しを行う。

また、統合教育機構アドミッションチームを中心に、入学者選抜方法、高大連携、教員研修、入試広報に関する調査と検討を継続するとともに、今後の取組等に係る一定の方針やスケジュール等の策定を行う。

【18】 人材育成および学際領域、複合領域の研究教育の更なる推進を目的として本学、東京外国語大学、東京工業大学、一橋大学により構成される四大学連合を活用した大学個別試験、本学および四大学連合内での卒業後の優先的な学士編入学制度、医歯学基礎研究者養成のための学士コースの検討を開始する。

- ・ 【18-1】 東京外国語大学と連携した入学試験に関する取組について、面接員相互派遣に関しては、具体的な実施方法等を確定するなど平成30年度試行に向けた準備を行う。さらに、文理融合問題の作成に関しても実施体制・実施方法等の検討を継続する。

また、本学及び四大学連合内での卒業した学生に対する優先的な学士編入学を含めて、学士編入学制度・転学科制度の見直し・検討を継続するとともに、四大学連合等を活用した大学個別試験、医歯学基礎研究者養成のための学士コースについても検討を行う。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

○目指すべき研究水準に関する計画

【19】 本学の強みである研究領域の強化を加速化し、国際的な最先端研究拠点を形成するとともに、国内外の優れた研究機関との積極的な研究連携を行い、世界最高水準の最先端研究ネットワークを構築する。その成果として、医歯工連携関連国際共著論文数を現行の1.5倍に向上させる。

・【19-1】 研究に係る学内組織を統合するとともに、各部局から人的リソース（研究）を結集して「統合研究機構」を設置し、医歯工学融合・基礎臨床融合研究を戦略的に推進する。

具体的には、同機構の中に基礎・臨床による共同研究を推進する先端医歯工学創成研究部門を設置し、さらにその部門に知財専門家（産学連携国際アドバイザー）を置くことにより、重点的なサポートを行う。

また、各部局において、時代に先駆ける基礎研究・臨床研究を展開するとともに、引き続き、本学の強みとなる研究領域の国際シンポジウム等を計画・実施するとともに、共同利用・共同研究拠点事業等を活用して国内外の研究機関との研究連携・研究ネットワークの構築に向けた取組を実施する。

【20】 学部、大学院、研究所等を有機的に連携させて、先制医療などの最先端医歯学研究、基礎・臨床融合研究を展開し、社会的に要請の高い重点領域の研究を推進する。その成果として、医歯工連携関連論文数を現行の1.5倍に向上させる。

・【20-1】 引き続き、領域制等により学部、大学院、研究所等を有機的に連携させて、先制医療などの最先端医歯学研究、基礎・臨床融合研究を展開する。

また、前年度までに編成された領域の成果を検証するとともに、社会的に要請の高い重点領域への優先的な人員配置、研究費配分等を行う。

その他、アンメットニーズに対する研究の企業とのマッチング支援等の取組を継続するとともに、アンメットニーズに対する研究を増強しサポートするために、各研究室におけるシーズを含め、学内の当該シーズの存在を網羅的に把握するための窓口等の仕組みを構築する。

さらに医療イノベーション推進センターが調整役となり、両附属病院の診療科や診療部門との連携を推進し、本学が有するリソースを多角的に活用した医療技術開発へ結び付ける体制を整備する。

○産学連携及び成果の社会への還元に関する計画

【21】 先端的医科・歯科医療の推進を目指し、学内外と連携して医歯工学融合分野の重点領域研究を推進する体制を整備し、医療機器、バイオマテリアル、歯科材料などの開発を行う医療イノベーションの推進を担う組織を拡充するとともに、民間との共同研究及び受託研究件数並びに本学への発明届件数及び国際特許出願件数をそれぞれ現行の1.5倍に向上させる。また、研究成果の実用化、事業化、ライセンスなどを統合的に行い、知の成果を積極的に社会に還元する。

- ・【21-1】 共同利用・共同研究拠点事業等をはじめとした学内外の研究機関等との研究連携や企業との連携強化に係る取組を通じて、産学連携研究を推進する体制を整備する。これにより、最先端研究拠点の形成を推進するとともに、特許申請や共同研究等をさらに活性化させる。特に、学内においては研究分野を繋ぐためのセミナー等の機会を拡充することで、学際的な共同研究を拡充、あるいは臨床研究を啓発する。

さらに、各部局毎の民間企業等との共同研究及び受託研究件数並びに国内及び国際特許出願件数、技術移転（ライセンス・有償MTA）に関する基準となる過去の実績推移等を部局に周知するとともに、これら数値の年度目標値を設定し、PDCAマネジメントを実施する体制を整備する。

その他、本学発の研究成果を従来以上に社会に還元するために、医療イノベーション推進センターと産学連携研究センターとの情報共有、連携体制を強化し、本学での特許出願研究の把握、研究費獲得及び臨床研究への進展過程を一体化して把握し、支援できる体制を整備するほか、企業との共同研究、実用化開発発出及び協議を支援するなど知財マネジメント及び産学連携研究マネジメントを強化する体制を整える。

【22】 研究成果について、ホームページをはじめとする様々なメディアを通じて広く公表するとともに、平成29年度までに国外向けの情報発信サイトとして英語版を拡充し、積極的なアウトリーチ活動を展開する。

- ・【22-1】 本学の研究成果について、引き続き、国内外に対してホームページ、広報誌、プレスリリースなど様々なメディアを通じて広く発信するなどのアウトリーチ活動を継続する。
特に、プレスリリースに関しては英語プレスリリースも同時に行う仕組みを構築するほか、国外向けの情報発信サイトとして研究情報データベースを活用した研究者リストの英語版を作成するなど、国外に向けた情報発信をより充実させる。

【23】 大学発ベンチャー創設を含め本学の研究成果を効果的・効率的に事業化・実用化に結びつけるために、国内外の企業をステークホルダーとして活用し、産学連携の重要性に関する啓発教育を推進するとともに、グローバルな協働関係を醸成し、持続的な連携を可能とするシステムを構築する。

- ・【23-1】 引き続き、研究成果を事業化・実用化するため、民間企業との共同研究の増加を図るとともに、大学発ベンチャーの育成・支援を促進するため、コーディネーターの育成等の取組を行う。
また、国内外企業のステークホルダーとしての活用や産学連携の重要性に関する啓発教育の推進など、企業等との持続的な連携を可能とするシステム構築に資する取組を行う。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

○研究者等の配置に関する計画

【24】 研究者の採用方針から決定まで学長のリーダーシップのもと行われるようガバナンス改革を徹底する。また、学内教員組織の最小単位である「分野」の枠を超えて大学院指導を行う複数メンター制度を導入し、分野間の共同研究を推進するとともに、教育・研究を効率的・先端的に行うため、類似した学問領域の複数分野を「領域」としてまとめ、平成33年度までに10領域程度を編成する。

また、研究者の採用は国際公募とするほか、優秀な留学生を特任教員等で採用するシステムを構築する等の取組により、外国人教員等（外国人および外国の大学で学位を取得した教員並びに外国で教育研究歴のある教員）を積極的に採用し、全教員に占める割合を平成33年度までに34.0%に向上させる。

・【24-1】 全学的かつ戦略的な視点による教授等の選考を可能とするために学長直属の人事委員会を新たに設置し、研究者の採用方針から決定までを学長のリーダーシップのもとで行うなど、ガバナンス改革を徹底する。

また、複数メンター制度の全学的導入に向けた取組を行うとともに、各分野の研究状況や領域制の効果等について分析を行うなど、研究者配置のさらなる充実にに向けた取組を行う。

さらに、外国人教員等について、全教員に占める割合を平成31年度までに33.5%以上とすることを念頭に、研究者採用の国際公募を継続するとともに、優秀な留学生を特任教員等で採用するシステムの構築に向けた検討を進めるなど、外国人教員等の比率向上に資する取組を行う。

○研究環境の整備に関する計画

【25】 学内に点在する機器・試料・施設等の各種リソースを統合研究機構へ集約化し一元管理体制を整備するとともに、資金とスペースの有効的活用の支援を行うなど平成30年度までに湯島・駿河台・国府台地区の総合的かつ有機的な研究環境整備を促進する。

・【25-1】 医歯学研究支援センターの改組を行い、学内に点在する共同利用が可能な全ての機器・試料・施設等の各種リソースの学内共同教育研究施設等への集約化を開始するなど湯島・駿河台・国府台地区の総合的かつ有機的な研究環境整備に向けた取組を進める。

併せて、資金とスペースの有効利用計画を立案するなど、研究機器・研究試料・研究施設等の学外共用の拡充、計画的な整備・更新、安定的な維持管理に係る検討を行う。

○研究者支援に関する計画

【26】 評価に基づいた研究者へのインセンティブを強化するとともに、学長のリーダーシップのもと、学長裁量経費の戦略的配分等により若手研究者の研究を支援する。
また、言語支援・生活支援等を継続、拡大することにより外国人留学生の増加を図り、優秀な留学生を特任教員等で採用するとともに、外国人研究者を含む若手研究者等を総合的に支援するAdvanced Research Center（仮称）を新設し、研究者等が高度な研究に専念でき、その能力を発揮できる環境を整備する。さらに、研究支援員等の配置や病児保育およびワーキングシェアの導入によって、研究と出産・子育て・介護などのライフイベントとのバランスを配慮した女性研究者が活躍できる環境作りを行う。

- ・【26-1】 研究評価に基づく研究費及び研究特別手当などのインセンティブ、学長裁量経費による戦略的配分を継続するとともに、その効果を検証する。
加えて、研究資金申請書作成、統計相談、英語論文の作成等の支援を行うとともに、学内の機器、情報、技術を集約して研究者を支援するリサーチ・コア・センター（仮称）を設立するなどの支援策を実施する。
また、言語支援・生活支援等の継続や優秀な留学生の採用システムの構築に向けた取組など外国人教員等の比率向上に資する取組を行うとともに、Advanced Research Center（仮称）の整備を進めるなど高度な研究に専念できる環境整備を行う。
さらに、研究支援員配置及び病児保育等の取組を継続するとともに、ワーキングシェア制度の導入に向けた取組を行うなどワークライフバランスの推進に資する取組を行う。

○知的財産の創出等と社会への還元体制の充実にに関する計画

【27】 新たに構築した産学連携指標に基づいて、知的財産戦略を構築するとともに、産学連携研究センターを中心として、知的財産を活用して総額5,000万円以上の大型外部資金の獲得を目指す。また、バイオバンク事業を通して、世界最高水準の産学官疾患オミックス研究を推進し、知的財産を創出するほか、有体物移転契約（MTA）をより一層活用して、外部機関との円滑な研究協力並びに、実用化による社会への利益還元を積極的に行う。これらの取組を通じて、特許使用料、MTA収入を増加させる。

- ・【27-1】 本学との産学連携実績が豊富な企業及び本学との連携希望のある企業に対して働きかけを行い、大型の共同研究等の外部資金の獲得を目指すとともに、引き続き、産学連携機能評価指標を活用して知的財産戦略へ反映し、産学連携研究センターを中心に、知的財産を活用して総額5,000万円以上の外部資金の獲得を目指す。
また、バイオバンク事業を通じた世界最高水準の産学官疾患オミックス研究の推進及びそれによる知的財産の創出に向けた取組を行う。
さらに、有体物移転契約（MTA）に係るデータベース構築を進めるなどMTAをより一層活用して、「国内外の機関との研究協力」及び「実用化による社会への利益還元」に資する取組を行い、特許使用料、MTA収入を増加させる。

【28】 リサーチアドミニストレーターの活用により、医療イノベーション推進センターを中核として、シーズ探索から研究成果の実用化まで一貫通貫型の支援を行い、大学発イノベーションを創出するとともに、全国の医学系大学との協力体制を強化し、効率的な社会還元を行う。

- ・ 【28-1】 産学連携研究センターが中心となり、引き続き、企業ニーズとのマッチングを継続する。
医療イノベーション推進センターを中核として、医師主導治験及び臨床研究における企業との連携等に係る支援を行うなど臨床研究への橋渡し及び実用化に向けた取組を継続することにより、大学発イノベーションの創出に貢献する。
また、国内外企業との組織的な産学連携を継続することにより、部局横断型の共同研究の創出や大学発ベンチャー支援等を推進する。
大学病院臨床試験アライアンス及び国立大学附属病院臨床研究推進会議等での情報共有などを通じて、全国の医学系大学との協力体制の強化及び効率的な社会還元についても、検討を行う。

○研究の質の向上システムに関する計画

【29】 研究情報データベースやIR機能を活用して、国際的な研究者評価と国内における強みの分析を行うとともに、それらの評価に基づいた人員、研究費、研究スペースの重点化を行う。また、領域制を利用した分野協働、分野統合などによって大学としての研究の質の向上を推進する。

- ・ 【29-1】 研究強化を図るため、学内の人事・教育・研究情報を集約した大学情報連携システムの拡張や分析情報の教員評価への活用などIR体制をより一層推進する。
加えて、IR機能等を活用して国内における強み等の分析を行うなど多様な観点から研究の質の向上度を分析する。
さらに、研究情報データベースやIR機能等から得られた評価結果に基づいた研究費等の重点配分の実施に向け、一定の方針等を策定する。
また、領域制を活かした共同研究等を継続実施することにより、大学としての研究の質の向上を推進する。

○産学連携体制の充実に関する計画

【30】 グローバルな産学連携研究を推進するため、国際的に通用する規則（生命倫理、利益相反など）を制定し、教職員への普及・定着を図るとともに、法令遵守、研究倫理遵守、利益相反マネジメントを一体化して管理するシステムを構築する。

また、先端医療を充実・促進するため、産学官との共同協力体制を強化し、附置研究所を含め全学レベルで、イノベーション創設のための研究戦略の策定を行うとともに、効果的な研究展開を支援するマネジメント体制についても併せて導入・整備する。

・【30-1】 生命倫理・利益相反などに関する諸外国の状況調査結果を活用し、規則の英訳化の検討を行うなど国際的に通用する規則制定に向けた取組を継続する。

加えて、産学連携リスクマネジメント室の役割を整理するとともに、学内連携体制を強化するなど、法令遵守、研究倫理遵守及び利益相反マネジメントを統合的に管理するシステムの構築に向けた取組を行う。

また、引き続き、教員個人がが高い倫理観をもって業務に専念するための研修等を実施する。

さらに、産学官の共同協力体制の強化及びイノベーション創設に資する取組を行うことにより、先端医療を充実・促進するとともに、当該取組の効果的支援を行うマネジメント体制の整備を行う。

○共同利用・共同研究拠点に関する計画

【31】 附置研究所を中核とした、医科学・生命科学・臨床医学に渡る国内外研究者との先端的難治疾患克服研究及び医歯工学融合分野の重点領域研究に係るネットワークを構築し、医療系総合大学機能を強化するとともに共同利用・共同研究拠点としての先導的役割を果たす。

・【31-1】 難治疾患研究所においては、前年度に構築した体制の下、ゲノム情報、臨床情報、生活習慣・環境情報等のビッグデータを活用した附属病院における個別化医療に資する難治疾患研究リソースを拡充するなど、共同利用・共同研究拠点のリソース機能強化に向けた取組を行う。加えて、難治疾患研究リソースの拡充体制の基盤となる所内大学院教育研究支援実験施設とリサーチ・コア・センター（仮称）との共同体制を構築することで事業をより強化し、学内外の研究者の共同利用を促進する。

さらに、引き続き、難治疾患研究リソースと研究支援実験施設を活用して共同利用・共同研究拠点として、国内外の研究者との共同研究を促進するとともに、トランスオミクス共同拠点のように他の共同利用・共同研究拠点との連携研究を推進するなど、先端的難治疾患克服研究に係るネットワーク構築等に資する取組を行うことにより、拠点としての先導的役割を果たす。

生体材料工学研究所においては、6大学研究所が推進するライフイノベーションマテリアル創製共同研究及びネットワーク型共同利用・共同研究拠点として4大学が構築している「生体医歯工学共同研究拠点」を中心に、国内外の優れた研究機関との共同研究体制を強化し、医歯工学融合分野の重点領域研究の活性化、研究者コミュニティへのサポートに資する取組を行うことにより、拠点としての先導的役割を果たす。また、生体材料工学研究所の有する技術、知識を活用して、知的財産の創出及び産学連携を推進し、医歯工融合分野における産業化を支援する活動を推進する。さらに、海外の先端的研究機関との国際共同研究を推進し、国際連携による大学機能の強化を図る活動を推進する。

3 社会との連携や社会貢献及び地域を志向した教育・研究に関する目標を達成するための措置

○社会との連携・社会貢献に関する計画

【32】 企業や関係機関等とより円滑に連携できるよう学内の体制を整備し、連携企画の立案を組織的・恒常的に行うことで、社会との連携を強化する。また、時代の変化に対応した社会のニーズを組織的に調査、分析し、自治体や他の教育研究機関との連携も活用して、健康長寿医療等に関する市民講座など社会および地域のニーズに対応した公開講座や社会人の学び直しを目的としたプログラム等をさらに充実させ、積極的に実施する。

- ・ 【32-1】 地域貢献・社会貢献活動の一環として、医療系総合大学としての特色を活かした公開講座や医学・医療を身近に感じてもらうための小中学生向けセミナー等の合計10回以上の開催を継続し、本学における教育・研究・診療活動の成果をわかりやすく且つ広く発信する。
また、前年度に実施した他大学等からの情報収集結果を活用して、社会及び地域のニーズに対応した公開講座や社会人の学び直しを目的としたプログラム等について検討を行う。
さらに、広報部を中心として各部局との広報連絡会を定期開催することにより、各部局で企画している企業等と連携した取組等について情報交換を行い、企画立案を円滑にする。加えて、定期的開催している記者懇談会の内容の充実を図り、関係企業・機関等との連携を深める。

【33】 民間企業等からの人材を特別大学院生、共同研究者として受け入れ、医療現場、医歯学研究現場におけるシーズ・ニーズマッチングできる体制を整備し、社会において即戦力として通用する人材育成プログラムのステークホルダーとして活用する。また、東京オリンピック・パラリンピックを視野に入れ、スポーツ医歯学およびスポーツサイエンス研究の成果を踏まえ、トップアスリートを指導・支援する理学療法士等を対象に教育プログラムとして実施するとともに、研究の成果をシンポジウムやセミナーを通じて広く地域に還元する。

- ・ 【33-1】 本学発の研究成果の事業化、実用化を図るために、大学院生や共同研究者の受け入れなどを通じた民間企業の人材の積極的な活用を行うとともに、医療現場または研究現場におけるシーズ・ニーズマッチングシステムの整備を継続するなど、より効果的なマッチングシステムの拡充に向けた取組を行う。
また、スポーツサイエンス機構を中心として、スポーツ医歯学及びスポーツサイエンス研究の成果を踏まえた医師・歯科医師・理学療法士・トレーナーや研究者によるトータルケアを、オリンピック・パラリンピック強化選手等に対して実践する。
さらに、スポーツサイエンスに係る本学独自の教育プログラムの運用に向けて、試行及び検証を継続するとともに、スポーツ医歯学やスポーツサイエンス研究に関する研究者向けセミナーを開催する。

4 その他の目標を達成するための措置

(1) グローバル化に関する目標を達成するための措置

○大学の特性や強みを生かした国際通用性の向上に関する計画

【34】 IR機能を強化し、客観的な国際化指標を開発することで、データに基づく国際水準との比較を可能とする。それに基づいて国際水準を超えるカリキュラムを構築し、さらに、本学の教育研究成果を社会に発信する。

・ 【34-1】 統合教育機構を中心に、統合国際機構と連携して、カリキュラムの質に関する客観的な国際化指標の開発に向けた検討及びデータ収集を行うなど、国際水準を超える医歯学教育カリキュラムの構築に向けた取組を行う。

また、国際化医療教育の取組を引き続き推進するとともに、本学の医歯学教育モデルの国内外の大学等への展開についての具体的な計画やスケジュールの策定又は展開に向けた取組を実施する。

【35】 海外からの医療人研修体制を充実し、受入数を増加させる。また、外国人患者受入体制を整備し、外国人患者への高度専門医療の提供を進めるとともに、海外拠点における大腸がんスクリーニング等の医療協力活動および人材育成を海外拠点の周辺国支援に繋ぐ。

・ 【35-1】 本学低侵襲医歯学研究センターが策定した院内技術認定試験等のタイヤチリの海外拠点を中心とした関連医療機関等への普及や、テレビ会議形式による検討会等を通じた技術教育を継続する。

さらに、研修指導医、研修指導歯科医の拡充も含めて、海外からの医療人研修体制の充実に資する取組を継続して受入数を増加させる。

また、国内外の関連機関との連携を強化するとともに、メディカルツーリズムに関して対象診療科を拡大し、対象疾患及び治療方法等を支援企業等にアピールするなど外国人患者の受入れ体制を整備する。

歯学部附属病院においては、5Sに関する研修を受け入れる病院として、研修目的に適した研修方略の開発を検討するなど研修体制をさらに充実させる。

その他、大腸がんスクリーニング等の海外拠点における医療協力活動及び人材育成について、拠点周辺国等への普及（支援）に係る取組を行う。

○国際水準の教育研究の展開に関する計画

【36】 グローバルヘルス推進人材育成等に係る取組を推進し、留学支援・留学生支援を継続・拡大することにより、卒業生(学士)に占める海外経験者の割合を平成33年度までに医学科46.0%、歯学科36.0%、保健衛生学科20.0%まで引き上げるとともに、全大学院生に占める外国人留学生の割合を平成33年度までに22.0%まで引き上げる。
また、国際標準を用いた外部認証評価受審を進めるなど国際通用性を意識した教育プログラムの質保証を推進する。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【36-1】 グローバルヘルス推進人材育成等に係る取組を推進するとともに、留学支援・留学生支援のために必要な新たな環境・体制の整備に関する検討を継続する。
平成31年までに、卒業生(学士)、修了生(大学院)に占める海外経験者割合を医学科42%、歯学科33%、保健衛生学科16%以上とすること、及び全大学院生に占める外国人留学生の割合を19%以上とすることを念頭に、既存の留学支援・留学生支援を継続するとともに、支援による効果を検証し、検証結果等を活用したさらなる充実策の検討を行う。
また、歯学部歯学科においては、前年度に受審した歯学教育認証評価トライアルの結果を活用して、国際通用性を意識した今後の歯学教育カリキュラム構築に向けた取組を実施する。
その他、他部局においても国際標準を用いた外部認証評価の受審について検討を行う。

【37】 チリ大学、チュラロンコーン大学との間に、ジョイントディグリープログラムを開設・運営し、国際共同教育研究と人材育成を行うとともに、海外での研究機会を拡大する。
また、先端的国際共同研究を戦略的に推進し、外国人研究者の積極的な招聘を行う。これらの取組と合わせて年俸制やテニユアトラック制の拡充を含む人事制度改革等を行い、全教員に占める外国人教員等(外国人および外国の大学で学位を取得した教員並びに外国で教育研究歴のある教員)の割合を平成33年度までに34.0%まで引き上げる。(戦略性が高く意欲的な計画)

- ・【37-1】 チリ大学、チュラロンコーン大学とのジョイントディグリープログラムを継続するとともに、新規学術交流協定の締結や研究ネットワークの活用等の取組を通じて、他の海外教育研究機関等との国際共同教育研究や人材育成を推進する。
また、引き続き、各種の研究プログラム等を活用して、海外での研究機会を拡大するとともに、国際シンポジウムやセミナーなどの研究交流を通じて、外国人研究者の招聘を行う。
さらに、外国人教員等については、全教員に占める割合を平成31年度までに33.5%以上とすることを念頭に、短期的な雇用により外国人研究者を受け入れる制度の実施に向けた検討を進めるなど、外国人教員等の割合の向上に向けた取組を行う。

○留学生支援に関する計画

【38】 修士/博士課程における英語による授業科目割合の拡大（平成33年度54.0%）、科目ナンバリングや、統合国際機構(仮称)による留学生への支援強化（書類の完全英語化や対応窓口英語化による修学手続き支援等、研究支援、経済的支援、言語支援、日本の理解支援、生活支援、家族支援）など国際化に対応した教務/修学支援体制を樹立する。
また、国際関連組織の主導のもと、留学生と日本人学生との交流機会について、学生主体の企画/運営組織を設立し、拡充する。

- ・【38-1】 修士・博士課程における英語による授業科目割合を平成31年度までに50.9%以上とすることを念頭に、シラバスへの記載の充実や大学院版HSLPの実施等の授業科目拡大の準備を進め、目標達成に向けた取組を行うとともに、必要な環境、体制及び支援の方針等を決定する。
さらに、科目ナンバリング導入についての検討を進めるとともに、留学生への支援についても、チューターの活用等の既存の取組を継続する。加えて、文書・窓口のさらなる英語化など国際化に対応した教務・修学支援を行う。
また、留学生と日本人学生との交流に関して、検証のうえ、改善・充実を推進するほか、前年度に設立した学生主体の企画・運営組織について、環境整備及び支援を継続し、交流機会の増加に向けた検討を行う。

○留学支援に関する計画

【39】 学生（学士/修士/博士）の英語教育を充実させるとともに、学士課程においては、トップクラスの海外教育機関や海外拠点での多様な学習機会を創出・拡大する。修士・博士課程においても海外での活動機会を充実させることにより積極的な海外留学への動機づけを行い、国際プログラム等への参加・発表等の機会を増やし、学生の国際流動性を高める。
また、統合国際機構(仮称)により、留学に関する教育支援・事務的支援・経済的支援を拡充するとともに、留学先に応じた適切な予防接種実施や健康/安全情報を提供するほか、全留学生の把握および情報共有/連絡のためのオンライン情報管理システムの構築など、留学中の危機管理体制を整備する。特に、国際的なリーダーを養成する観点から、大学院修了生については、国内外の連携研究機関や国際ネットワークを活用し、外国でのポスドクを含めた留学を組織的に支援する仕組みを構築する。

- ・【39-1】 学士・修士・博士課程の英語による授業科目割合の拡大に向けて、授業科目拡大の実施や実施準備を進めるとともに、トップクラスの海外教育機関や海外拠点での多様な学習機会を創出・拡大し、海外拠点等を活用した学生の積極的な海外留学への動機づけを行うなど学生の国際流動性を高める取組を実施する。
また、統合国際機構を中心として、既存の留学支援に係る取組について、検証のうえ見直しを行うなど留学に関する教育支援・事務的支援・経済的支援の拡充に向けた取組を実施する。
さらに、渡航前オリエンテーションを継続し、医師による留学先に応じた適切な予防接種や、健康・安全情報の提供を含めた健康管理指導等を行う機会を設ける。加えて、派遣中も、留学生危機管理サービスによる安否確認や、月例報告書等の提出を促し、状況把握を行う。
その他、全留学生の把握及び情報共有・連絡のためのオンライン情報管理システムの構築に向けた検討を行うなど、留学中の危機管理体制の整備・拡充に資する取組を行う。加えて、大学院修了生については、国内外の連携研究機関や国際ネットワークを活用して、外国でのポスドクを含めた留学を組織的に支援する仕組みを検討する。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

○病院運営の強化に関する計画

【40】 理事・病院長を中心としたガバナンスを強化するため、診療体制も含めた管理運営体制および予算配分方法等の見直しを行う。また、クオリティ・マネジメント・センターを中心として臨床指標に基づき持続的に診療水準を向上させる。さらに、管理会計システム等による経営状況の詳細な分析・評価に基づき、より効率的な診療体制を構築し、経費の節減等を継続して行う。

- ・ 【40-1】 理事・病院長を中心としたガバナンス強化の方策として、医学部附属病院と歯学部附属病院との連携をさらに強化し、両病院の経営安定化を図ることを目的とした統合診療機構を設置する。

附属病院に係る新しい予算配分の下、各附属病院において、予算（人件費、物件費）の執行管理を継続するとともに、管理会計システムにより部門別原価計算を実施し、経営状況の詳細な分析・評価に基づき、より効率的な診療体制の構築や収益性の向上、経費節減等に資する取組を行う。

また、クオリティ・マネジメント・センターを中心として診療データの分析を進め、院内に診療の質、経営の質を向上させるための情報発信を行うとともに、学長、理事、病院長の意思決定をサポートする情報を提供する。

さらに、周術期の抗菌薬の使用状況を可視化して適正使用促進のためのパスの見直しを実施するなど、高度医療を提供する大学病院の医療の質改善活動を定着させ、質保証と病院マネジメント改革のためのエビデンスを蓄積し、大学附属病院のIR部門としての機能の整備に着手する。

その他、PDCA医療クオリティマネジャー養成講座を通じて、病院組織マネジメントを担う人材を育成する。

○高度急性期医療機能及び地域医療の強化に関する計画

【41】 医学部附属病院においては、救命救急センター、難病治療部、がん診療連携拠点機能などの高度医療提供体制を維持するとともに、診療機能の更なる充実のため、病床再編や先端医療機器の整備充実を行う。歯学部附属病院においては、インプラント治療などの先端的歯科治療を充実させるための体制整備を行う。

また、自治体および医師会、歯科医師会、地域医療機関等との連携の強化を進め、自治体の医療計画に則して、先端医療および高度急性期機能を担う病院としての役割を果たし、地域包括ケア体制の構築に貢献する。

- ・ 【41-1】 医学部附属病院においては、救命救急センター、難病治療部、がん診療連携拠点機能などの高度医療提供体制を維持するとともに、病棟をクラスター化して共有病床を増やし効率的な病床管理を行うほか、新たに緩和ケア病棟を開設する。

さらに、先端医療機器等の整備に向けた準備を進めるなど診療機能の更なる充実に向けた取組を行う。

歯学部附属病院においても、先端歯科診療センターのさらなる充実をはじめ、先端的歯科治療の充実に向けた設備整備（医療機器整備等）を行う。

また、自治体及び医師会、歯科医師会、地域の医療機関等との連携を深めるとともに、連携医療機関を増加させるなど、先端医療及び高度急性期機能を担う病院としての役割を果たすほか、地域包括ケア体制の構築に貢献する地域に密着した病診連携等を実施する。

その他、地域がん診療連携拠点病院として、がんに関する市民公開講座等を実施するほか、地域の中核的な病院として、児童の福祉の確保や母親の子育て支援に資する取組を行うなど、医療を通じた社会貢献を行う。

○安全で良質な医療の提供（医療の質の向上）に関する計画

【42】 クオリティ・マネジメント・センターを中心とした臨床指標に基づく診療の質向上の推進や外部評価を活用した改善を行うとともに、口腔外科、頭頸部外科、形成外科、放射線の各部門間の連携や周術期口腔ケア体制の強化をはじめとする医学部附属病院と歯学部附属病院との診療連携をさらに進展させ、安心・安全で良質な全人的医療を行う診療体制を充実させる。

- ・【42-1】 クオリティ・マネジメント・センターによる医療の質の視点、及び病院経営の視点に基づいたデータ分析やDPCデータに加え、各部門が保有する院内医療データを活用した分析等により、医療の質の可視化を継続するとともに、当該分析による臨床指標に基づく診療の質向上に向けた取組を実施する。
また、口腔がん領域の診療体制（手術、化学療法）の検討、看護、薬剤、放射線の各部門間の連携（医療技術職の一括採用、人事交流）や周術期口腔ケア体制の強化など両附属病院のさらなる診療連携等を実施することにより、安心・安全で良質な全人的医療を行う診療体制を充実させる。
その他、安全管理に関する研修会等の開催、医療安全マニュアルの見直しを定期的に行い、医療安全に関する病院職員の認識の徹底を継続する。

○臨床研究の推進と高度医療の開発に関する計画

【43】 新規医薬品および新規医療材料等の医師主導治験や多施設共同臨床研究をさらに推進するため、管理体制、支援体制を臨床研究中核病院の水準にまで拡充するとともに、関連医療機関と臨床研究ネットワークを構築する。
また、医学部附属病院、歯学部附属病院、附置研究所、統合研究機構との連携により高度医療技術の研究開発を行い、臨床への応用を進めるとともに、保険診療の枠にとらわれない先端医療の導入を推進する。

- ・【43-1】 医学部附属病院においては、新規医薬品及び新規医療材料等の医師主導治験や多施設共同臨床研究をさらに推進するため、医師主導治験や多施設共同臨床試験の実施について、管理体制、支援体制の臨床研究中核病院水準への拡充に向けた取組を行う。
また、前年度に設置した臨床研究ネットワーク事務局を中心として、連携協定締結、連携事業を行うなど関連医療機関との臨床研究ネットワークの構築に向けた取組を行う。
歯学部附属病院においても、先端歯科診療センター等において、臨床治験を推進するための基盤整備を行うほか、関連医療機関と臨床研究ネットワークの構築に向けた取組を行う。
その他、両附属病院、附置研究所・センター等の連携により高度医療技術の研究開発を行い、臨床への応用を進めるとともに、保険診療の枠にとらわれない先端医療の導入を推進する。

○豊かな人間性を備えた医療人の育成に関する計画

【44】 医学科、歯学科、保健衛生学科、口腔保健学科および医学部附属病院、歯学部附属病院の連携による卒前・卒後を通じた一体的な教育・研修プログラムを整備改善するとともに、職種間の連携を高める教育・研修プログラムを整備し、実施する。

・【44-1】 医学部附属病院においては、卒前教育・卒後研修として従来から行っている既経験従事者が新規従事者を系統的に教育する方式（屋根瓦方式）をさらに実践的・効率的に行い教育効果を上げるため、臨床研修医を指導する立場の医師の指導力向上を目的とした指導者向けの研修会を試行するなどさらなる改善に向けた取組を行う。

歯学部附属病院においては、歯科総合教育センターを設置し、運用体制等を整備して本格稼働させる。加えて、卒前臨床実習に歯学科学生と口腔保健学科学生が相互に乗り入れる体制を運用するなど多職種間教育を推進する。

また、両附属病院ともに各職種が他の職種を相互に理解し、連携を促進することを目的とした多職種横断型研修について、一定の方針を策定するなど実施に向けた取組を行う。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

○学長のリーダーシップに基づいた大学運営に関する計画

【45】 学長のリーダーシップに基づいた取組を推進するために、「学長指針」として、「国際化」・「教育」・「研究」・「医療」・「社会貢献」・「管理運営」の重点項目に関する具体的な方向性および取組計画を教職員FD・SD(Staff Development)やホームページ等を通じて学内外に周知するなどガバナンス機能の強化に係る取組を推進する。また、現行の創立記念行事等をさらに充実させるとともに、学長と各部局の教職員との懇談会を年4回程度定期的実施することにより大学運営方針の浸透および愛校心の醸成を推進する。

・【45-1】 第三期中期目標・中期計画に基づく学長の大学の運営方針について、「国際化」・「教育」・「研究」・「医療」・「社会貢献」・「管理運営」の重点項目に関する具体的な計画及びその進捗状況を教職員FD研修や大学ホームページ等を通じて学内外に周知する。

また、「統合教育機構」、「統合国際機構」に加えて、「統合研究機構」、「統合診療機構」、「統合情報機構」を設置し、各領域の取組をさらに推進するなどガバナンス機能の強化に係る取組を継続する。

その他、学長と各部局の教職員との懇談会等の年4回程度の開催を継続する。さらに、創立記念日行事等の内容について、前年度のアンケート内容や他大学の開催状況等の検証に基づき、学生との交流を強化するなどの充実策を実施する。

【46】 平成29年度までに監事へのサポート体制を拡充するとともに監事の協力のもと、これまで部局における業務運営や財務等に関する事項が主な監査対象であった定期監査について、組織編成を含めたガバナンス等についても監査を行うなど監査範囲を拡大し、監査結果を大学運営に反映させる。

また、海外拠点等の外国人教員等からも定期的に意見を聴取する仕組みを構築する。さらに、学外有識者より、本学が実施する事業や運営などについて意見・提案を受ける場を設け、提示された意見やアイデアを反映した取組を行う。その他、学生からの意見聴取の取組についても、全学に拡大し大学運営に活用する。

・【46-1】 監事へのサポート体制を強化するため、引続き、各部局における指摘事項の改善状況を調査票及びヒアリング等により把握し、不十分な場合は改善等を促し、より適切な大学運営実施を可能とするフォローアップ報告を行う。

併せて、監事の協力のもと、これまで部局における業務運営や財務等に関する事項が主な監査対象であった定期監査について、組織編成を含めたガバナンス等についても監査を行うなど監査範囲を拡大する。

また、経営協議会の学外委員などの学外有識者をはじめ、日本のトップ企業の経営者等から大学運営に関する意見・提案を受ける場を設ける。加えて、海外拠点等の外国人教員等から定期的に意見を聴取する仕組みの検討を継続し、仕組みに関して一定の方針を策定する。

さらに、学生からの意見聴取等を行う「学長と学生との懇談会」を継続実施するとともに、学生から出た意見等に基づく改善を行う。

○戦略的な学内資源配分に関する計画

【47】 平成29年度までに学内外の情報を収集・集約したデータベースの運用を開始するとともに、平成31年度までに学長企画室を拡充し、人的・物的・財的資源に係る資源配分機能を集中させる運用体制を導入する。さらに、IR機能を活用して学長が多角的に大学の現況を分析し戦略的な資源配分を行う体制を確立する。

・【47-1】 教学(統合教育機構の教学IR部門)、医療(クオリティ・マネージメント・センター)、研究(リサーチ・アドミニストレーター室)それぞれのIR組織と連携して、大学情報連携システムへのデータ追加等を行う。

さらに、教員評価において、当該システムからの抽出データの活用を試行するなど学内外の情報を収集・集約したデータベースの運用を開始する。

また、部局の評価を行うために全部局共通の評価指標の開発を検討するなど、IR機能を活用して学長が多角的に大学の現況を分析し戦略的な資源配分を行う体制の確立に向けた取組を行う。

その他、学長企画室の拡充等を含め人的・物的・財的資源に係る資源配分機能を集中させる運用体制の検討を行う。

【48】 人事管理について、従来の定員数管理に代わる新たな人事管理制度を稼働させ、既存事業の見直し等により人件費を削減し、この財源の一部を学長裁量経費に充当し、政策経費等の戦略的経費として資源の再配分等を実施する。

- ・【48-1】 人件費の増加を抑えつつ、長期的な人件費管理のため、キャップ制など従来の定員数管理に代わる新たな人事管理制度の枠組みを構築する。
さらに、複数財源による雇用についての事務処理を効率化するシステムの導入を進めるなど、情報システムを活用した人事管理を推進する。
その他、現行の人事・給与制度の検証により策定したインセンティブの強化策及び人件費の抑制方策・削減方策を実施するとともに、人件費の削減により生じる資源を大学の重要な経営目標に配分する方法等についても検討を行い、一定の方針を策定する。

○人事の適正化に関する計画

【49】 学長のリーダーシップの下、混合給与制度の拡充を含めた人事給与システムの改修など柔軟で多様な人事制度の構築・拡充に向けた取組を実施し、平成33年度までに、全教員に占める割合を女性教員で28.0%、年俸制教員で40.0%に向上させる。役員・管理職についても、女性登用を推進し、役員で12.5%、管理職で11.1%以上の水準とする。
また、評価制度について継続的に見直しを行うとともに、平成30年度に国際通用性を見据えた人事評価制度を導入するなど人事評価システムの拡充および当該システムによるデータのweb化やデータベース化を行うことで、評価結果の国際通用性・客観性を高め、より適切に職員処遇に反映できる運用体制の改革を進める。

- ・【49-1】 期末手当の段階的な廃止等の人事給与制度の改革を行うなど、柔軟で多様な人事制度の構築・拡充に向けた取組を実施する。
さらに、年俸制教員の全教員に占める割合を前年度実績から向上させる。
加えて、女性教員の全教員に占める割合についても、登用に係る好事例を学内で共有するなど各部局に取組を奨励し、前年度実績から向上させる。
また、評価制度については、大学情報連携システム（IRシステム）の教員評価への活用を試行するなど、国際通用性を見据えた人事評価制度の導入に向けた取組を行う。加えて、当該評価結果をより適切に職員処遇に反映できる運用体制の改革を進める。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

○教育研究組織の見直し・再編成等に関する計画

【50】 学内外の教育研究データを集積・分析する体制を整備し、客観的なデータに基づく学内資源の最適化を実現するシステムを構築する。
また、四大学連合等の大学間連携や医歯工連携を強化した教育研究体制を構築するとともに、重点領域に関する基礎・臨床一体型の研究を推進する体制を整備する。
その他、国際感覚・国際競争力に優れた人材育成カリキュラムの開発を行うため、柔軟かつ機動的な組織編成を可能とする教育研究体制を確立する。

- ・【50-1】 「統合研究機構」、「統合診療機構」を設置するとともに、「統合情報機構」や大学IRシステムを稼働させるなど、学内外の教育研究データを集積・分析するための体制整備を継続することにより、客観的なデータに基づく学内資源分配の最適化を実現するシステム構築を推進する。
また、四大学連合等の大学間連携を強化するための体制について検討を継続する。加えて、医歯工連携を強化するための体制について検討を行うとともに、重点領域に関する基礎・臨床一体型の研究を一層推進する体制の検討を行う。
その他、統合国際機構との連携の下、統合教育機構グローバル教育推進チームを中心として、国際感覚・国際競争力に優れた人材育成カリキュラムの開発に係る検討を継続するとともに、導入に向けた一定の指針等を策定するなど、柔軟かつ機動的な組織編成を可能とする教育研究体制の確立に向けた取組を行う。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

○事務組織の機能・編成の見直しに関する計画

【51】 既存の事務組織について、平成28年度に検証WGを設置し、平成31年度までに事務組織体制の検証を行い、検証結果および大学の課題を反映した柔軟なタスクフォースを設置し、課題解決に臨む。また、組織の検証にあたっては、監事からの意見も反映させる。

- ・【51-1】 監事からの意見も踏まえた検証方針に基づき、各部局における改善すべき課題の解決に向けた事務組織体制、組織の適正人数、職員配置等の検証を継続する。
併せて、前年度検証結果やその他の大学の課題を反映して、柔軟なタスクフォースの設置など課題解決に向けて可能な取組については、順次実施する。

○事務処理の効率化・合理化に関する計画

【52】 組織内での検証体制を強化し、既存の事務処理の検証を行うとともに、各部署の所持する数値データ等を集約する等の取組により事務処理の効率化・合理化を推進する。
また、検証による組織改編および人員の適正配置並びにアウトソーシング等の取組により事務職員の時間外労働時間の減少および有給休暇取得率の向上を推進する。
その他、他機関との連携については、四大学連合の活用や近隣大学との連携等を提案・協議し、平成33年度までに他機関と連携して、共同研修等の新たな取組を実施する。

- ・ 【52-1】 前年度に策定した計画に基づき事務の合理化・効率化に向けた取組を進めるとともに、改善状況を調査票及びヒアリング等により把握することにより、取組の進捗状況管理及び効果の検証を行う。
また、前年度に調査した時間外労働時間及び有給休暇取得に係る状況の調査結果に基づき、時間外労働時間の減少及び有給休暇取得率の向上に資する改善策を検討・実施する。
加えて、引き続き「時間外労働ヒアリング」を実施して、時間外労働時間及び有給休暇取得に係る状況を把握するとともに、当該ヒアリング内で人員の適正配置等に関するヒアリングも行い、過重な負担が生じている部局、比較的余裕がある部局間の人材配置を調整する。
その他、順天堂大学と連携・調整を行い事務職員の共同SDを継続するとともに、他機関と連携した新たな取組についても検討・企画を行う。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標

1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

○外部資金の確保に関する計画

【53】 外部資金の積極的確保に向け、インセンティブ等を拡充し一層の獲得を促進するほか、公募や応募状況、採択に関する分析情報を学内に周知し、研究者の意識向上を推進するとともに、申請書作成に係る知的・人的支援を行い、科研費等の採択率、採択件数を増加させる。
また、産学連携研究センターおよびURA室の連携を強化し、パートナー企業の協力のもと本学シーズ発の医師主導治験、先進医療を推進することにより、ライセンスフィーおよび寄附金等を増加させる。

- ・ 【53-1】 大型外部資金獲得者へのインセンティブ等の拡充に向けた検討を進めるなど、外部資金の確保に資する取組を行う。
併せて、産学連携研究センターやURA室から、研究費獲得に関する情報の研究者への発信を継続し、各戦略会議やセミナー及びホームページ等を通じて研究者の意識を向上させる。
さらに、科研費について、申請書等の作成支援など知的・人的支援を強化し、科研費等の採択率または採択件数を前年度実績より増加させる。
また、前年度に策定した事業戦略や研究開発戦略に基づき、「産学連携研究センター及びURA室の連携強化」、「パートナー企業協力による本学シーズ発の医師主導治験、先進医療の推進」、「特許など知的財産の効果的活用」などの産学連携活動により、ライセンスフィーや寄附金等の外部資金を前年度比で向上させる。

【54】 大学基金について、趣旨を明確に伝え、学内行事等やホームページ等を通じ一層の周知強化を行うとともに、コンビニ決裁の導入等により寄附者の利便性を高めるほか、多様な特定基金の設立および寄附者へのインセンティブの向上等により寄附を促進する。
また、土地・建物等の財産貸付料金等について、社会経済情勢等を勘案しつつ見直しを行うほか、学内共同教育研究施設において、学内外からの共同利用を促進させ、施設・設備等利用料を徴収する仕組みを導入する。

- ・ 【54-1】 大学基金について、学内行事やホームページを通じた周知、新たな寄附受入方法の検討、寄附者インセンティブの向上等の取組を継続するとともに、既存の取組の検証を行い、検証結果等を活用して、ニーズに合った寄附パンフレットの改訂などさらなる充実策を行う。
また、前年度に見直した財産貸付料金に関して、賃貸借貸付料（土地）は路線価格を積算根拠とした土地貸付単価を採用して使用料の値上げを実施する。さらに、社会経済情勢等を勘案しつつ見直しを継続する。
その他、学内共同教育研究施設についても、前年度に改訂した疾患バイオリソースセンター学内利用料に基づく運用を進めるとともに、各センターの利用料の見直しを立案する。加えて、学内共同教育研究施設の共同利用を促進させ、施設・設備等利用料を徴収する仕組み等を検討し、指針等を策定する。

○附属病院収入の確保に関する計画

【55】 保険医療管理部による内部監査などを通じて保険診療の適正化を進めるとともに、診療報酬改定等の状況変化に的確に対応することにより病院収入を確保する。併せて管理会計システムの活用等により診療科毎の収支状況について検証し、人件費、診療経費の見直しに努めるなど病院運営の効率化を推進し、収益率を改善させる。また、保険外療養の拡充や臨床研究の推進により更なる収入確保を推進する。

- ・【55-1】 医学部附属病院においては、保険医療管理部を中心として、保険診療及び診療報酬請求の適正化を進める。加えて、入院診療については、平均在院日数の縮減により入院患者数と平均診療単価を向上させるほか、増床した差額病床の稼働等により保険外収入を確保する。さらに、平成29年度に緩和ケア病棟を設置し、新たな病院収入を確保する。
また、管理会計システムを含めた診療指標の分析結果に基づき、各診療科に具体的な収益改善策を提示するなど収益改善に向けた取組を行う。
歯学部附属病院においても、各部門から集約した稼働、収支等のデータや各診療科に対するヒアリング結果等を活用して、病院運営の効率化及び稼働増加等の業務改善に資する取組を行うほか、先端歯科診療センターの稼働向上に向けた取組により私費診療を増加させる。
また、カルテ記載指導や診療情報システム整備、社会保険委員会と診療情報委員会の合同による監査の実施等の取組により、保険診療及び診療報酬請求の適正化を推進する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

○経費の抑制に関する計画

【56】 各部局へ配分している管理的経費等の既定経費について、業務運営の合理化・効率化（IT化、アウトソーシング、他大学との物品の共同調達等）を進めるなど、不断の見直しを行い、毎年1%以上を削減する。

- ・【56-1】 「TMDU経費節減アクションプラン」等の経費削減方策を実行することにより経費の抑制を図り、管理的経費等の既定経費について1%以上を削減する。
また、業務運営の合理化・効率化を図るため、複数年契約、アウトソーシング、物品の一括購入等を進めるにあたり、調達業務における委託契約等の個々の契約において費用対効果の検証を行うとともに、管理的経費の抑制を図るために効果的な契約形態等についての検討を行う。
さらに、時間外労働の縮減について、前年度に実施した部局ヒアリングや優良方策の部局間共有などの取組を継続するとともに、部局の特性を勘案した削減対応策を策定する。加えて、長期的な人件費抑制のため、前年度に見直しを行った昇給制度の運用を継続する。

【57】 省エネ機器の導入および運転管理の工夫などの省エネルギー対策等の取組により年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減を推進するほか、医学部附属病院基幹・環境整備を始めとした設備の改修等に際して、省エネ機器の導入等により管理的経費を抑制する。
また、外部の検証機関において毎年度実施する特定温室効果ガスの削減量の検証とあわせて、担当部署においてエネルギー削減量の検証を行うなど着実な省エネを推進する。さらに、平成29年度までに電気設備および機械設備の運転保守管理業務の包括化を完了させる。

- ・【57-1】 年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減に向け、変圧器等について省エネルギー機器への改修を行う。
加えて、前年度に情報収集した他大学等の情報を活用して、TMDU経費削減アクションプランの継続をはじめとした各種省エネルギーに係る取組を行う。
また、外部の検証機関による特定温室効果ガスの削減量の検証とあわせて、担当部署によるエネルギー削減量の検証を行う。
さらに、電気設備及び機械設備の運転保守管理業務の包括化を実施する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

○資産の運用管理に関する計画

【58】 学内資金の活用状況を調査し、その結果を踏まえ、運用益の増収を図るために運用効率等を向上させるとともに資産の有効活用の検討に基づいて対処する。
また、財産貸付料金について、社会経済情勢等を踏まえた見直しを行うとともに、土地・建物等についても、活用状況等を踏まえ統廃合をはじめ売却も視野に不断の見直しを行う。

- ・【58-1】 前年度に実施した学内資金の活用状況調査等を活用するとともに、国債金利等の経済状況や資金運用対象の範囲拡大も視野に入れ、運用益の増収や運用効率等の向上、資産の有効活用に資する運用手法を検討し、必要に応じて見直す。
前年度に実施した貸付料金の設定、借主等への確認に基づき、財産貸付料金について、見直しを行う。
また、若宮地区及び白山地区の土地について、売却相手方への土地を引き渡しを完了させるほか、その他の保有資産についても国による資産活用方策等を巡る動向や規制緩和の状況を注視しつつ、外部有識者の知見も活用して、有効活用について具体策を検討する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

○評価の充実及び評価結果の活用に関する計画

【59】 全学的な評価システムの改善充実を行い、自己点検・評価、年度評価、中期目標期間評価および認証評価を適切に実施する。特に、法人評価については、毎年度の評価結果に基づき、期待する取組と改善が必要な取組等に区分し、関連会議および部局に対して、具体的に次年度に求められるアクションプランを提示し取組の推進・改善を促す。

- ・【59-1】 平成27年度法人評価評価結果等に基づき、SGUをはじめとした重点項目について、さらなる発展・改善に向けた取組を行うほか、前年度に調査項目等の見直しを行った年度計画実施状況調査を進める。
また、法人評価については、平成28年度実績について、各種の根拠データを取り纏め、自己評価を実施のうえ実績報告書の提出を行うほか、平成28年度の評価結果等に基づき、次年度に求められるアクションプランを関連会議及び部局に対して提示する。
その他、学長が計画の進捗状況に係る総括を行う仕組み（学長総括）について、実施の時期・方法・内容を決定する。
さらに、部局の評価事務担当者等を対象とした研修を企画するなど評価システムの改善に関する取組を行う。

2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置

○情報発信の推進に関する計画

【60】 特色ある本学の教育・研究・医療等に関する活動についてわかりやすく日本および世界にアピールすることにより、諸活動の社会への還元と本学の知名度の向上に資する広報を行う。活動状況等については各部局および大学全体に情報源を求め、教育・研究・医療・社会貢献・国際化の観点から情報発信データとして整理し、さらに、大学ポートレートに反映させることで内容を充実する。
発信内容については各ステークホルダーのニーズに対応した最適化を行い、発信方法については広報実績を踏まえた有用性と利便性の点検を行った上で広報目的および対象に応じた多様な媒体を利用した、日本語および英語による国際的な情報発信体制を構築する。学内での情報の共有化のための情報発信についても検証により改善策を推進する。

- ・【60-1】 広報誌やホームページ等を通じた教育・研究・医療等の情報発信を継続する。特に、プレスリリースについては、件数を平成27年度比で20%増加させるなど積極的な情報発信を行う。
また、前年度に収集・整理した、教育・研究・医療・社会貢献・国際化に関する学内の活動状況等のデータを活用して、ホームページや広報誌等によるアウトリーチ活動を実施する。
さらに、前年度より開始した、取材申込の動向及び大学関連の新聞掲載記事の傾向等を分析し、ステークホルダーのニーズ動向に係る調査を継続する。
加えて、国際的な情報発信体制の構築に向けて、当該調査結果や広報実績を踏まえた有用性等も考慮し、一般向け広報誌だけでなく、英語による広報誌・国際研究情報配信媒体・SNSを利用し、各ステークホルダー等のニーズに対応した発信を行う。
その他、前年度に実施したアンケートによる検証に基づき、学内での情報の共有化のための情報発信についても改善を図る。

V その他業務運営に関する重要目標

1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置

○施設等の有効活用の推進に関する計画

【61】 施設点検評価を実施し、施設利用状況を検証したうえで、学長が有効活用について戦略的に発案できる体制を構築し、共用スペースの拡充、再配分等を行い、既存施設を有効に活用する。
また、施設パトロール等により既存施設・設備の状況を的確に把握し、その結果を踏まえ、長期修繕計画を見直し、計画的な修繕により、施設の維持保全を推進する。
その他、高額な大型研究設備等について、学内共同教育研究施設等への集約化を行い、全学的に利活用できる設備として効率的かつ効果的に運用する。

- ・ 【61-1】 前年度に見直しを行った実施方法に基づき施設点検評価を実施するとともに、施設利用状況の検証や使用面積の分析を行ったうえで、学長裁量スペースの確保、共用スペースの拡充、再配分等を行うことにより、既存施設を有効に活用する。
加えて、学長が有効活用について戦略的に発案できる体制についても検討を行い、体制や運用等の指針の明確にするなど、体制構築・運用に向けた取組を開始する。
また、引き続き、施設パトロール等により既存施設・設備の状況を把握し、その結果に基づき、維持保全に必要な修繕費用を算出するとともに、長期修繕計画を見直し、優先度の高いものから改修等整備を行う。
さらに、施設の維持管理及び改修等整備に係る費用を継続的に確保するためのスキームづくりを継続する。
その他、医歯学研究支援センターの改組を行い、高額な大型研究設備等を含めて学内に点在する共同利用が可能な全ての機器・試料・施設等の各種リソースの学内共同教育研究施設等への集約化を進めるほか、資金とスペースの有効利用計画を立案するなど効率的かつ効果的な運用の検討を継続する。

○施設等の整備に関する計画

【62】 既存の施設整備長期計画を、学長のリーダーシップのもと、大学の戦略構想やアカデミックプランに則したキャンパスマスタープランへと拡充するとともに、当該プランに基づいたアクションプランを策定し、実現に向けた取組を行う。
また、附属病院についても第三期中期目標期間中に附属病院の機能強化を推進するための施設改修整備を検討する。

- ・ 【62-1】 前年度に策定したキャンパスマスタープランに基づいたアクションプランに沿って、インフラ長寿命化計画（個別施設計画）の策定を開始するなど、キャンパスマスタープランの実現に向けた取組を行う。
また、引き続き、キャンパスマスタープラン及びアクションプランの周知徹底を行う。
附属病院においては、引き続き、附属病院の機能強化を推進するための再整備計画（施設改修整備）の検討を行う。特に、歯学部附属病院においては、再整備の予算確保に向けた文部科学省との協議を継続するとともに、前年度に策定した再整備に係る施設整備計画に基づき、歯科棟南再整備を進める。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

○安全管理・危機管理に関する計画

【63】 平成29年度までに、既存の安全管理・危機管理体制を検証し、体制の見直しや強化を推進する。平成30年度からは更なる充実に向けた取組について実施または実施準備を進めるとともに、平成33年度までには各取組について再検証を行うことにより、安全管理体制を強化する。特に、両附属病院においては、病院長のガバナンスの下、事業継続計画（Business continuity planning）を策定し、大規模災害等を想定したシミュレーション等を連携して行う。

また、ガイドライン・マニュアル等についても、様々な状況を想定し、改訂・作成作業を進め周知徹底するほか、研修については、役員および教職員に対し職種・職階別に段階的に実施する。その他、安全管理・危機管理に関連した大学間連携について、企画・検討を行い、平成33年度までに危機管理に関する情報共有体制の構築等に係る取組を実施する。

- ・【63-1】 安全管理・危機管理体制について、各部局との連携体制強化を図り、問題点の洗い出しや、役割分担の明確化等を行う体制を引き続き整備する。加えて、他大等における体制等を参考にし、より先進的な安全管理・危機管理体制の検討を行う。

学生に係る対応として、前年度に見直しを行った安全管理に関わるマニュアル等について、効果等を検証するほか、マニュアル以外についても、危機管理体制の検証及び強化を行う。

また、附属病院においては、事業継続計画の策定の検討、安全管理・危機管理体制の見直し・検証を継続するとともに、災害対策マニュアルとの整合性をとり、それに基づく全体訓練を実施する。さらに、両附属病院連携の大規模災害を想定した防災訓練の実施に向けた準備を進める。

その他、労働安全衛生管理及び化学物質の適正管理を含む環境保全について、点検、整備を行うとともに、研修による教育を継続する。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

○法令遵守に関する計画

【64】 法令遵守に係る全学的なガイドラインを策定し、現行の各委員会等の組織体系および法令等に基づく適正な法人運営・組織の管理責任を明確にするとともに、法令遵守に係る各種取組について、既存の取組の検証を行うなどさらに充実させる。

内部監査体制を強化し、定期的な検証および啓発を行うとともに、研修等の拡充や年度途中の採用者についての受講方法等を検討のうえ確実に受講させるなどの取組を行い、学生を含め大学構成員全体に法令遵守を周知徹底する。

- ・【64-1】 法令遵守に関する他大学の規則等の制定状況及び学内での個別のコンプライアンス事項等の調査・分析を継続するとともに、当該調査・分析結果等を活用して全学的なガイドライン策定作業を進めるなど、法令遵守に関する取組を強化する。

さらに、大学構成員を対象とした種々のコンプライアンス遵守のための研修会を実施する。

また、全学的なコンプライアンスに関する体制の整備状況を監査するとともに、抜き打ち等を含めたリスクアプローチ監査を実施する。

その他、引き続き、法令等違反リスクに関する定期的な情報交換等により、各監査部門（監事及び会計監査人）、研究活動不正防止計画・推進部署、コンプライアンス・内部統制を推進する部署との連携を強化する。

○研究不正等に対する防止策に関する計画

【65】 不正防止計画・推進委員会の機能を強化し、月1回の定例開催によってコンプライアンス推進責任者から報告を求め、研究不正防止に係る各種取組について検証を行うとともに、種々のコンプライアンス遵守のための研修会への出席を学生を含め研究に携わる大学構成員全体に義務付け、受講票による管理を行う。

また、不正防止計画・推進委員会の下に、病院長を委員長とした臨床研究監視委員会を設置し、医師主導型臨床研究について、全学レベル、病院レベルのダブルチェックを行う体制を整備する。

- ・【65-1】 不正防止計画・推進委員会の定例開催を継続するとともに、コンプライアンス推進責任者から報告のあった研究不正防止に係る各種取組の前年度検証結果等を活用して、データ管理や不正防止に関連した手順書類の定期的見直しなど、さらなる充実策を実施する。
- また、医師主導型臨床研究実施に向けて、臨床研究監視委員会等を活用した不正防止体制強化の仕組みを運用するとともに、その検証を行う。
- その他、生命倫理研究センターとの連携による臨床研究関連教育体制の強化と透明化を推進するとともに、研究倫理等の研修会・講習会等について、前年度に策定した出席を義務付ける仕組み等により、年度途中の採用者等を含め全ての受講対象者に確実に受講させる取組を推進し、未受講者のより一層の減少を実現する。

○情報セキュリティに関する計画

【66】 個人情報漏洩の防止を含む情報セキュリティに係るソフト面、ハード面の各種取組について、定期的な検証を行うとともに、研修等の既存の取組を充実させ、個人情報に携わる学生・教職員への法令遵守を徹底させる。特に、情報セキュリティに係るガイドラインについては、見直しのうえ、適宜、事例に対する対応方法を追加するとともに、組織の管理責任の明確化等の内容を充実させる改訂を行う。

- ・【66-1】 情報化に関する学内体制の強化・推進を目的とした「統合情報機構」を設置するとともに、情報システム緊急対応チーム（CSIRT）に相当する組織の設置に向けて必要な規程の整備、要員教育の実施を行うとともに、全学的な情報セキュリティ訓練の計画立案を行うなど、より効果的な情報セキュリティ体制を整備する。
- また、各部局への個人情報の取扱いに関するヒアリングを継続するとともに、その分析結果を踏まえ、セキュリティ管理方法や理解度向上策等の検討するなど個人情報漏洩の防止を含む情報セキュリティの強化に向けた取組を行う。
- その他、全学的な個人情報保護研修等を年1回以上の開催し、教職員学生に個人情報の取扱いに関する重要性への理解を深めてもらうほか、初任職員研修や病院職員研修等においても、意識啓発を行う。

VI 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額 3,309,700千円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることが想定されるため。

VIII 重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1. 重要な財産を譲渡する計画

次の財産について、譲渡手続を進める。

- 1) 若宮地区(若宮町宿舎跡地)の土地(東京都新宿区若宮町26番1 955.58㎡)
- 2) 白山地区(白山宿舎跡地)の土地(東京都文京区白山2丁目151番2 496.92㎡)

2. 重要な財産を担保に供する計画

医学部附属病院及び歯学部附属病院における施設の整備に必要な経費の長期借り入れに伴い、本学の敷地及び附属病院の建物について、担保に供する。

IX 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、その全部又は一部を、文部科学大臣の承認を受けて、「教育研究の質の向上及び組織運営の改善」に充てる。

X その他

1 施設・設備に関する計画

(単位:百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
【施設整備費補助金】 ・(湯島)講堂等耐震改修 ・(湯島)ライフライン再生(電気設備) ・(湯島)ライフライン再生(監視・保護設備) ・(医病)基幹・環境整備(監視・保護設備更新等)	457	施設整備費補助金(275)
【長期借入金】 ・(医病)基幹・環境整備(監視・保護設備更新等)		長期借入金(150)
【(独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金】 ・小規模改修		(独)大学改革支援・学位授与機構施設費交付金(32)

注1) 百万円未満切捨てにより表示している。

注2) 金額は見込みであり、上記の他業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

・人件費の増加を抑えつつ、長期的な人件費管理のため、キャップ制など従来の定員数管理に代わる新たな人事管理制度の枠組みを構築する。さらに、複数財源による雇用についての事務処理を効率化するシステムの導入を進めるなど、情報システムを活用した人事管理を推進する。

その他、現行の人事・給与制度の検証により策定したインセンティブの強化策及び人件費の抑制方策・削減方策を実施するとともに、人件費の削減により生じる資源を大学の重要な経営目標に配分する方法等についても検討を行い、一定の方針を策定する。

・期末手当の段階的な廃止等の人事給与制度の改革を行うなど、柔軟で多様な人事制度の構築・拡充に向けた取組を実施する。

さらに、年俸制教員の全教員に占める割合を前年度実績から向上させる。加えて、女性教員の全教員に占める割合についても、各部局の取組を奨励するとともに、休職・休暇制度の整備及び当該制度の周知を適切に行い、前年度実績から向上させる。

また、評価制度については、大学情報連携システム(IRシステム)の教員評価への活用を試行するなど、国際通用性を見据えた人事評価制度の導入に向けた取組を行う。加えて、当該評価結果をより職員処遇に反映できる運用体制の構築を進める。

(参考1) 平成29年度の常勤職員数1,676人
また、任期付職員数の見込みを729人とする。

(参考2) 期間中の人件費総額見込み22,764百万円

(別紙)予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成29年度予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	13,958
施設整備費補助金	275
補助金等収入	765
大学改革支援・学位授与機構施設費交付金	32
自己収入	38,798
授業料、入学金及び検定料収入	1,636
附属病院収入	35,810
財産処分収入	800
雑収入	551
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	4,441
引当金取崩	76
長期借入金収入	150
目的積立金取崩	67
計	58,564
支出	
業務費	50,258
教育研究経費	13,548
診療経費	36,710
施設整備費	458
補助金等	765
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	4,441
長期借入金償還金	2,628
計	58,552

注) 百万円未満切捨てにより表示している。

[人件費の見積り]

期間中総額 22,764百万円を支出する。(退職手当は除く)

※「運営費交付金」のうち、当年度当初予算額13,543百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額415百万円

※「施設整備費補助金」のうち、当年度当初予算額144百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額131百万円

2. 収支計画

平成29年度収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	56,205
業務費	51,813
教育研究経費	5,068
診療経費	20,140
受託研究費等	3,005
役員人件費	116
教員人件費	8,612
職員人件費	14,870
一般管理費	1,551
財務費用	290
雑損	—
減価償却費	2,550
臨時損失	—
収益の部	
經常収益	58,207
運営費交付金収益	13,802
授業料収益	1,400
入学金収益	196
検定料収益	40
附属病院収益	36,258
受託研究等収益	3,005
補助金等収益	193
寄附金収益	912
施設費収益	—
財務収益	0
雑益	1,288
資産見返運営費交付金等戻入	416
資産見返補助金等戻入	423
資産見返寄附金戻入	266
資産見返物品受贈額戻入	2
臨時利益	—
純利益	2,001
目的積立金取崩益	67
総利益	2,069

注) 百万円未満切捨てにより表示している。

3. 資金計画

平成29年度資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	70,990
業務活動による支出	52,875
投資活動による支出	1,814
財務活動による支出	3,778
翌年度への繰越金	12,522
資金収入	70,990
業務活動による収入	56,557
運営費交付金による収入	13,353
授業料、入学金及び検定料による収入	1,636
附属病院収入	35,810
受託研究等収入	3,005
補助金等収入	765
寄附金収入	938
その他の収入	1,048
投資活動による収入	976
施設費による収入	176
その他の収入	800
財務活動による収入	150
前年度よりの繰越金	13,305

注) 百万円未満切捨てにより表示している。

(別表)学部の学科、研究科の専攻等

医学部	医学科	630 人	(うち医師養成に係る分野 630 人)
	保健衛生学科	360 人	
歯学部	歯学科	318 人	(うち歯科医師養成に係る分野 318 人)
	口腔保健学科	155 人	
医歯学総合研究科	医歯理工学専攻	215 人	(うち修士課程 215 人)
	医歯学系専攻	740 人	(うち博士課程 740 人)
	東京医科歯科大学・チリ大学 国際連携医学系	6 人	(うち博士課程 6 人)
	東京医科歯科大学・チュラロン コーン大学国際連携歯学系	6 人	(うち博士課程 6 人)
	生命理工学系専攻	75 人	(うち博士課程 75 人)
	口腔機能再構築学系専攻 (H23募集停止)	0 人	(うち博士課程 0 人)
	顎顔面頸部機能再建学系専攻 (H23募集停止)	0 人	(うち博士課程 0 人)
	生体支持組織学系専攻 (H23募集停止)	0 人	(うち博士課程 0 人)
	環境社会医歯学系専攻 (H23募集停止)	0 人	(うち博士課程 0 人)
	老化制御学系専攻 (H23募集停止)	0 人	(うち博士課程 0 人)
	全人的医療開発学系専攻 (H23募集停止)	0 人	(うち博士課程 0 人)
	認知行動医学系専攻 (H23募集停止)	0 人	(うち博士課程 0 人)
	生体環境応答学系専攻 (H23募集停止)	0 人	(うち博士課程 0 人)
	器官システム制御学系専攻 (H23募集停止)	0 人	(うち博士課程 0 人)
先端医療開発学系専攻 (H23募集停止)	0 人	(うち博士課程 0 人)	
保健衛生学研究科	総合保健看護学専攻	8 人	(うち博士課程 8 人)
	生体検査科学専攻	42 人	(うち修士課程 24 人 博士課程 18 人)
	看護先進科学専攻	52 人	(うち博士課程 52 人)
	共同災害看護学専攻	8 人	(うち博士課程 8 人)